

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「マネパカード会員規約」

改訂日：平成28年3月15日改訂

旧	新
<p>第1条(定義) (追加)</p> <p>第3条(概要) (5) 当サービスへの入会は、満 <u>16</u> 歳以上 70 歳未満の方に限ります。</p> <p>(9) 当サービスの <u>利用者</u> は、日本国内の居住者に限られます。</p> <p>第4条(入会申込・審査) (3) 入会申込人は、当社に対して、第1項の申込み時もしくは申込み後に <u>取引時確認のため、登録した本人特定事項(氏名・住所・生年月日)が記載された本人確認書類の写し</u> を提出しなければなりません。ただし、当社FX口座を開設済みの方は、提出が不要となる場合があります。</p> <p>第6条(両替) (1) 会員は、カード会員専用サイトにログインのうえ当社が定める方法で、日本円の未チャージ残高の範囲内で日本円を「ご利用ガイド」に定める外貨に、両替することができます。また、対象通貨の未チャージ残高の範囲内で当該外貨を日本円に両替することができます。</p> <p>(4) 両替を行った金額は、未チャージ残高に即時に反映されます。</p> <p>(5) <u>両替金額の上限については、別表2に定める額とします。また、両替可能時間については、「ご利用ガイド」に定める時間とします。</u></p> <p>第7条(チャージ) (3) チャージの際には、<u>所定</u>のチャージ手数料がかかります。</p> <p>第8条(カード利用) (1) 会員は、本カードを使用して、世界中(日本以外)の MasterCard®ATM における通貨の引き出し <u>や残高照会、及び MasterCard®加盟店(店舗、レストラン及びオンラインサービスを含みます。)</u> におけるショッピングでご利用いただけます。</p>	<p>第1条(定義) <u>◎セキュリティ・ロック</u> <u>会員が、カード会員専用サイトにおける設定により、本カードの利用を停止させた状態。</u></p> <p>第3条(概要) (5) 当サービスへの入会は、満 <u>15</u> 歳以上 70 歳未満の方に限ります。</p> <p>(9) 当サービスの <u>入会申込人</u> は、日本国内の居住者に限られます。</p> <p>第4条(入会申込・審査) (3) 入会申込人は、当社に対して、第1項の申込み時もしくは申込み後に、<u>当社の定める本人確認書類その他の必要書類</u> を提出しなければなりません。ただし、当社FX口座を開設済みの方は、<u>本人確認書類その他の必要書類</u> の提出が不要となる場合があります。</p> <p>第6条(両替) (1) 会員は、カード会員専用サイトにログインのうえ当社が定める方法で、日本円の未チャージ残高の範囲内で日本円を「ご利用ガイド」に定める外貨に、両替することができます。また、対象通貨の未チャージ残高の範囲内で当該外貨を日本円に両替することができます。<u>なお、円貨から外貨への両替は1,000円以上、外貨から円貨への両替は0.01通貨から両替が可能です。</u></p> <p>(4) 両替を行った金額は、未チャージ残高に即時に反映されます。<u>なお、両替後に直ちに本カードにチャージすることも可能です。</u></p> <p>(5) 両替可能時間については、「ご利用ガイド」に定める時間とします。</p> <p>第7条(チャージ) (3) チャージの際には、<u>別表1に定める</u>チャージ手数料がかかります。</p> <p>第8条(カード利用) (1) 会員は、本カードを使用して、世界中(日本以外)の MasterCard®ATM における通貨の引き出し及び MasterCard®加盟店(店舗、レストラン及びオンラインサービスを含みます。))におけるショッピングでご利用いただけます。</p>

(7) ご利用いただく店舗等のサービス内容により、実際のご利用額以上の金額が留保されることがあります。この場合、お客様のチャージ残高から実際に引き落としされるのは、最終的な請求額のみとなります。留保された金額は、実際のご利用が無い場合でも一時的に請求予定額が留保され、最大で **1週間** 程度使用できない場合があります。

第 18 条(残高不足)

(5) 会員が故意または過失によりカード残高を超えて本カードを利用した場合は、当社に生じた不利益または損害については、会員が責任を負うものとし、当社は会員に対し損害賠償請求を含め法的措置をとるものとします。

(追加)

第 19 条(解約)

(6) 当社は、当社 FX 口座を保有する会員が当該 FX 口座を解約する場合には、**当サービスも同時に解約するものとします。なお、会員が当サービスを継続して利用したい場合には、FX 口座を解約後に新たに入会申し込みをする必要があります。**

第 20 条(強制解約・利用停止)

(1)⑤「資金決済に関する法律」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法」、「**外国人登録法**」、「外国為替及び外国貿易法」「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」など、当サービスに関連する法令に違反していることが判明した場合。

第 22 条(安全管理)

(2) 会員は、会員以外の第三者に会員のカード、暗証番号またはその他のセキュリティ情報を使用させないものとします。

第 23 条(盗難・紛失・不正利用等)

(4) 会員は、不正利用等の事故等による損害について、負担するものとします。ただし、会員が第 1 項の手続きを行い、当社が適当と認めた場合は、当社は、当該会員の当該損害金額を補てんします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。

(7) ご利用いただく店舗等のサービス内容により、実際のご利用額以上の金額が留保されることがあります。この場合、お客様のチャージ残高から実際に引き落としされるのは、最終的な請求額のみとなります。留保された金額は、実際のご利用が無い場合でも一時的に請求予定額が留保され、最大で **10 日** 程度使用できない場合があります。

第 18 条(残高不足)

(5) 会員が故意または過失によりカード残高を超えて本カードを利用した場合は、当社に生じた不利益または損害については、会員が責任を負うものとし、当社は会員に対し損害賠償請求を含め法的措置をとる**ことができる**ものとします。

(6) 当社は、会員が第 2 項の期日までに、不足金額を支払わない場合で、未チャージ残高及び不足金額の通貨以外の通貨のチャージ残高に残高がある場合には、不足金額への充当のため、当社の任意で当該残高のペイバック、両替及びチャージを行うことができるものとします。なお、両替可能金額等の関係により、不足金額を超える額の両替を行う場合があります。

第 19 条(解約)

(6) 当社は、当社 FX 口座を保有する会員が当該 FX 口座を解約する場合**でも、会員は当サービスを継続して利用することが可能です。**

第 20 条(強制解約・利用停止)

(1)⑤「資金決済に関する法律」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法」、「外国為替及び外国貿易法」「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」など、当サービスに関連する法令に違反していることが判明した場合。

第 22 条(安全管理)

(2) 会員は、会員以外の第三者に会員のカード、暗証番号またはその他のセキュリティ情報を使用させないものとします。**また、カードを利用しない時には、セキュリティ・ロックを実施することとします。**

第 23 条(盗難・紛失・不正利用等)

(4) 会員は、不正利用等の事故等による損害について、負担するものとします。ただし、**会員が第 22 条の安全管理措置を講じており、且つ**会員が第 1 項の手続きを行い、当社が適当と認めた場合は、当社は、当該会員の当該損害金額を補てんします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。

以上

別表 2 (上限額)

2016年3月15日現在

項目	単位	上限額	備考
入金 (振込)	回	100 万円以下	※超過した場合は会員にて全額組戻しする必要があります。組戻しにかかる手数料は会員負担となります。
入金 (F X)	回	100 万円相当額以下	
チャージ	回	100 万円相当額以内	
	日	100 万円相当額以内	
	月	200 万円相当額以内	
ATM 引出	回	30 万円相当額以内	
	日	100 万円相当額以内	
	月	200 万円相当額以内	
ショッピング	回	80 万円相当額以内	
	日	100 万円相当額以内	
	月	200 万円相当額以内	
出金 (振込)	回	100 万円以下	
出金 (F X)	回	100 万円相当額以下	